

第二次食糧緊急対策

(昭和二十一年)

第一 経済復興会議、農業復興会議の救済米輸出国民運動の展開への期待

生産農民の救済の真情と訴へを、経済復興会議、農業復興会議の国民運動展開を中心として、正の救済米輸出運動の急速な実現を期する。

一 経復、農復は全国一律に、各戸に於ける救済米輸出運動を起す。

二 西復興会議は傘下団体中適當なるものを選ぶ各都府毎に取まとりて石救済米の集積促進に當らせると共に、急速に傘下団体相協力農家に対する現地平のり運動を展開する。

三 政府は、米運動の急速な進展に資する爲、米運動に應じて選った農家の在の物資を放出することとし、而して協議の上、その各都道府県別配給を実施する。

米 五、〇〇〇、〇〇〇 又 一、〇〇〇、〇〇〇

使

尚、経復は傘下団体を通じ政府割当生産資材を、使用するとして製造した農家用品で政府の証明を受け、之の提供を受け前項の放出物資中に用之使用する。

四 西復は傘下団体中適當なるものを選ぶ放出物資の特別配給事務に當らせらる。

石放出物資は二十一年産米の一〇〇石供出農家が、石救済米の寄附を実行した場合に限り政府の定めらる一



定の基準に依り当該農家に特別配給を実施するものとする。

五、経復は特に全下輸送関係団体を通じ本運動の迅速な進展に資するよう集荷米及特別配給用放出物資の輸送の迅速円滑化を図るものとする。

六、本運動に依り集荷せられ米は当面の各地の主食需給事情に應じ政府は西腹に運送の上その配給計画を樹てるものとするも主として困窮者救済倉庫などの用途に充てることとする。但し食糧管理局は交際のない限り経復の申出に應じ本運動促進用物資の提供に対し当該工場労働者労働者配主食についてその基準配給量の範囲内を其の一郊の充て用に使用するこ

とが出来るものとする。

七、本運動に依り集荷せられ米は政府が西腹から買上げを行う。

西腹は政府から交付を受け本寄附米の代金を夫々本取扱米寄附を履行し各都府県に対し還元し専らその都府県に充てさせるよう指導する。

八、本運動の実施期間は即日より開始し八月末日迄とする。

### 第三、消費者買収主代理者配給

消費大都市方面自家農園栽培などを主たる目標とし当面の主食配給を在念評定することとを条件として特殊調米面



各々の主食代替配給制を、実施する。

一、 品目

國産雑穀、加工水産物、甘味品類、水飴、餅類、  
ルチン、サツカリン、酒類

二、 代替数量及び代替比率

一、 代替に供する品目の数量は、原則として家庭配給の  
の他緊急部門との割当不足量以外を割合から抽出し  
得る数量に限る。

二、 代替比率はその稀少性に概し適宜決定する。

三、 代替配給の手続

一、 代替配給希望者は当該都道府県に於て毎月予め別  
定めの期日迄に自己の所属する食糧管理団配給所へ受

月分の代替配給の希望を申出する。配給所は、用紙を  
き代替品目別、時期別に取り纏め系統機関を通じて主  
務官廳に申告する。

二、 主務官廳は右の申告を基として購入券は食糧管理団配  
給所へ、現物はた々の品目の取扱機関宛送する。

三、 予め代替配給希望を申し出た者は当該食糧管理団配  
給所において本数通帳を提示して代替配給の記帳を  
受り、交換入券を受領し、用紙を右購入券の記載に  
従い当該品目の配給所へ提示し、用紙に引換之を  
目を入手する。

四、 價格

公定價格による。



六 実施期間

七月より十月三十一日迄と見届の戻納と希望申出の  
状況を勘案し、適宜期間を延長又は短縮する。とある。

七 実施地域

さし当り大々都市に限定して実施する。その他の地  
域においては農林大臣の承認を受け、相道府録紀事が  
定めるところとある。

第三 食用油脂の臨時特配

当面最も食糧供給の困難を予想せらるゝ消費大都市方面  
に対し、連合軍の好意に基く輸入コブラから搾出した食

用油脂の臨時特配を行う。

一 特配数量

一人 二三口 又は 約一五分の一 約三―四の  
リットル

二 特配実施期間

八月下旬から開始し八月三十日迄終る。

三 特配実施地域

大々都市、福岡市を含む。其の隣接地域



第四 塩の農繁期臨時特配

農繁期に当り生産農民の生理的要求に應へその再生産力  
確保の一助たらしめるため 聯合軍の好意に基く輸入塩  
から捻出し 相当量の塩の一級農家臨時特配を行う。

一 特配数量

平均一世帯当り 三升

二 特配対象農家

全国食糧供出対象約三百二十万農家

三 特配実施期間

七月下旬から開始し八月三十一日に終る。

四

本措置は第一に救済水曜出國民運動の展開に  
たつての経済復讐會議、農業復興會議からの要望に

應へたものであるので塩配給機關は未端配給の実施  
にあたり特に西復興會議の選んだ第一の二の救済米  
兼貯蔵運送機関と連絡協議の上第一の救済米曜出運動  
の進展と密接に結びつくように適當な措置を講ずる